

◆ 前畑弾薬庫跡地利用構想（以下「構想」という。）の主な策定経過 ◆

年月日	主な策定経過
平成 28 年 7 月 22 日	前畑弾薬庫跡地利用計画プロジェクトチーム（以下「前畑 PT」という。） ※策定方針を協議 以下「参考」参照
7 月 25 日	前畑弾薬庫移転・返還推進本部会議（以下「推進本部」という。） ※策定方針を意思決定 以下「参考」参照
9 月 15 日	佐世保市議会 総務委員会〔構想策定経費に係る補正予算審査〕
10 月 21 日	前畑 P T
10 月 26 日	推進本部
11 月 8 日	第 1 回 前畑弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）
11 月 29 日	第 2 回 有識者会議〔弾薬庫内 現地視察〕
12 月 16 日	佐世保市議会 総務委員会〔議案外報告：有識者会議の運営状況①〕
12 月 20 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔報告：有識者会議の運営状況②〕
平成 29 年 1 月 21 日	前畑 P T
1 月 18 日	推進本部
1 月 26 日	第 3 回 有識者会議
3 月 14 日	佐世保市議会 総務委員会〔構想策定経費に係る当初予算審査〕 〔議案外報告：有識者会議の運営状況②〕
3 月 17 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔報告：有識者会議の運営状況②〕
3 月 29 日	第 4 回 有識者会議
4 月 12 日	前畑 P T
5 月 1 日	佐世保市議会 総務委員会研究会〔有識者会議の運営状況③〕
5 月 11 日	第 5 回 有識者会議〔港内視察、対岸からの視察〕
7 月 4 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔報告：有識者会議の運営状況③〕
7 月 6 日	前畑 P T 専門部会
7 月 11 日	前畑 P T
7 月 18 日	推進本部
7 月 28 日	第 6 回 有識者会議
8 月 4 日	前畑 P T 実務担当者会議 ※構想案の検討①
8 月 18 日	前畑 P T 実務担当者会議 ※構想案の検討②
8 月 29 日	前畑 P T 専門部会 ※構想案の検討③
9 月 4 日	前畑 P T ※構想案の検討④
9 月 19 日	佐世保市議会 総務委員会〔議案外報告 有識者会議の運営状況④〕
9 月 22 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔報告 有識者会議の運営状況④〕
9 月 28 日	推進本部 ※構想案の検討⑤
10 月 12 日	第 7 回 有識者会議

10 月 16 日	前畑 P T 実務担当者会議	※構想案の検討⑥
11 月 1 日	前畑 P T 専門部会〔担当者合同〕	※構想案の検討⑦
11 月 13 日	前畑 P T	※構想案の検討⑧
11 月 17 日	第 8 回 有識者会議〔報告書の完成報告〕	
11 月 24 日	推進本部	※構想案の検討⑨
11 月 29 日	有識者会議正副座長から市長へ「報告書」の手交	
12 月 4 日	推進本部	※構想案の検討⑩〔素案の策定〕
12 月 15 日	佐世保市議会 総務委員会〔議案外報告：構想素案の説明〕	
12 月 18 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔構想素案の説明・意見聴取等〕	
平成 30 年 1 月 12 日	推進本部	※議会意見の対応状況等の確認
1 月 15 日	佐世保市議会 総務委員会協議会〔構想素案の意見聴取等〕	
1 月 18 日	佐世保市議会 基地対策特別委員会〔構想素案の意見聴取等〕	
1 月 24 日	前畑 P T 実務担当者会議	※構想案の検討⑪
1 月 31 日	前畑 P T 専門部会	※構想案の検討⑫
2 月 7 日	前畑 P T	※構想案の検討⑬
2 月 19 日	推進本部	※構想案（最終案）の確定⑭
3 月 6 日	佐世保市議会 全員協議会〔構想（最終案）の報告〕	※構想完成

佐世保市前畑弾薬庫移転・返還推進本部設置要綱

(目的)

第1条 佐世保港のすみ分けに資する前畑弾薬庫の移転・返還の促進を図るため、佐世保市前畑弾薬庫移転・返還推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 前畑弾薬庫の移転・返還促進に係る関係機関・団体等との調整に関すること。
- (2) 関係する庁内各部局との調整に関すること。
- (3) 関係する地域の振興事業の実施及び進捗管理に関すること。
- (4) その他、移転・返還に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

2 本部長は川田副市長とし、副本部長には山口副市長と基地政策局長をもって充てる。

3 委員には、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ開催する。

2 会議の議長は、本部長が行う。

3 会議は、本部長が招集する。

(市長への報告)

第6条 本部長は、第2条の所掌事務に関し、必要に応じ市長へ報告を行うものとする。

(幹事会)

第6条の2 本部に幹事会を置き、次に掲げる事項について本部の会議に先立ち協議し、調整を行う。

(1) 第2条各号に掲げる事項

(2) その他本部から委ねられた事項

2 幹事会に議長を置き、議長には基地政策局主幹をもって充てる。

3 委員には、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会は、議長が招集する。

(事務局)

第7条 基地政策局内に本部事務局を置き、本部の庶務を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

別表 1

本部長	川田副市長
副本部長	山口副市長 基地政策局長
委 員	行財政改革推進局長
〃	企画部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	観光商工部長
〃	農林水産部長
〃	都市整備部長
〃	土木部長
〃	港湾部長
〃	市民生活部長
〃	保健福祉部長
〃	環境部長
〃	教育長
〃	水道局長
〃	消防局長
〃	その他本部長が必要と認める者 〔防災危機管理局長、企業立地推進局長〕

別表 2

議 長	基地政策局主幹
委 員	行財政改革推進局主幹
〃	政策経営課長
〃	総務課長
〃	財政課長
〃	商工物産課長
〃	農業畜産課長
〃	都市政策課長
〃	土木政策・管理課長
〃	みなと振興・管理課長
〃	コミュニティ・協働推進課長
〃	保健福祉政策課長
〃	環境政策課長
〃	教育委員会総務課長
〃	水道局総務課長
〃	消防局総務課長
〃	その他本部長が必要と認める者

※上記幹事会（別表 2）は構想策定以外の案件を所掌

前畑弾薬庫跡地利用計画検討プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前畑弾薬庫移転・返還推進本部（以下「本部」という。）の下部組織として設置される前畑弾薬庫跡地利用計画検討プロジェクトチーム（以下「前畑PT」という。）の組織運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 前畑PTは、前畑弾薬庫返還後の跡地に関し、当該地に関係する陸域・海域を含め、その利用計画の基本方針及び具体化方策を検討する。

(報告及び審査)

第3条 前畑PTは、本部の求めに応じ、検討内容を報告し審査を受ける。

(構成員)

第4条 前畑PTは、別表に掲げる構成員をもって組織する。ただし、検討議題の必要に応じて、本部が指定する者を加えることができる。

2 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、本部が指定する者がその職務を代理する。

(部会及び作業班)

第5条 前畑PTは、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要に応じて、専門部会の構成員が指定する者で組織する作業班を置くことができる。

(事務局)

第6条 前畑PTの事務局は、基地政策局に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、前畑PTの運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

- | |
|---|
| ○企画部 政策経営課長 |
| ○政策推進センター長 |
| ○都市整備部 都市政策課長 |
| 都市整備部 公園緑地課長 |
| 土木部 土木政策・管理課長 |
| 土木部 道路整備課長 |
| 港湾部 みなと振興・管理課長 |
| ○港湾部 みなと整備課長 |
| 環境部 環境政策課長 |
| 環境部 環境保全課長 |
| 教育委員会 総務課長 |
| 水道局 経営管理部 総務課長 |
| 消防局 総務課長 |
| 防災危機管理局主幹 |
| 観光商工部 商工物産課長 |
| 観光商工部 観光課長 |
| 農林水産部 農業畜産課長 |
| 企業立地推進局主幹 |
| 総務部 総務課長 |
| 財務部 財政課長 |
| 市民生活部 コミュニティ・協働推進課長 |
| 保健福祉部 保健福祉政策課長 |
| ○基地政策局主幹 |
| その他本部が指定するもの〔行財政改革推進局次長、○まち整備課長、社会教育課長〕 |

○・・・専門部会メンバー(兼前畑PT実務担当所属部署)